

事務連絡
平成20年4月10日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県高齢者医療主管部（局）
高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局総務課

保険局保険課

保険局国民健康保険課

保険局医療課

長寿医療制度の創設に伴う被保険者証の提示等について

保険医療機関及び保険薬局における療養の給付の受給資格の確認については、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号。以下「療担規則」という。）及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号。以下「薬担規則」という。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和58年厚生省告示第14号。以下「療担基準」という。）に基づき行われているところです。

「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第83号）の一部の施行による後期高齢者医療制度（以下「長寿医療制度」と称する。）の創設に伴い、75歳に到達したこと（又は障害認定を受けたこと）による被保険者証の切替事務が生じることとなりますが、当該切替事務を円滑に行い、患者への現物給付が継続して行えるように、また、資格喪失後の既に効力を有しない被保険者証による受診をできるだけ発生させないようにする観点から、標記についての取扱いを下記のとおりとしますので、その実施及び関係者への周知について、よろしくお願いします。

第一 医療機関等窓口での被保険者資格の確認の徹底

平成20年4月1日以降、75歳以上の国民健康保険や被用者保険の加入者が長寿医療制度に移行することに伴い、被保険者証の切替事務（従前の被保険者証の返納と、新しい被保険者証の交付。）が行われることとなりますが、この切替事務の遅れにより、患者が誤って従前の被保険者証により受診するケースが想定されるため、以下のような方法で、医療機関等窓口で被保険者資格の確認をお願いします。（療担規則第3条、薬担規則第3条並びに療担基準第3条第1項及び第26条。患者が療養の給付を受ける資格があることの確認義務。）

<被保険者資格確認の具体的な方法>

1 長寿医療制度

国内に居住する75歳以上の方及び65歳から74歳までの方で障害認定を受けた方は、長寿医療制度の被保険者となり、長寿医療制度の被保険者証が個人ごとに交付されますので、同証により被保険者の資格確認を行うことが可能です。

また、国内に居住する75歳以上の方については、運転免許証等により氏名、生年月日及び住所を確認することにより、被保険者の資格確認を行うことが可能です。

2 被用者保険

政府管掌健康保険や組合管掌健康保険などの被用者保険に加入されている方には、原則として個人ごとに被保険者証が交付されますが、保険者によっては世帯ごとに一枚の被保険者証を交付している場合もあります。

被保険者又は被扶養者の資格確認は以下の方法により行って下さい。

（1）患者が被保険者本人の場合

被保険者証に記載されている生年月日により、被保険者の資格確認（75歳以上、即ち長寿医療制度の被保険者でないかどうか。）を行うことが可能です。

また、65歳から74歳までの方についても、従来の老人保健制度で障害認定を受けていた方については、本人が撤回しない限り、この4月1日から長寿医療制度の被保険者となりますので、撤回していないかどうかについて本人に直接確認する必要があります。

（2）患者が被扶養者の場合

被扶養者本人の資格確認については（1）と同様ですが、被保険者が長寿医療制度の被保険者となっている場合には資格喪失になっているおそれがありますので、当該被扶養者を扶養する被保険者の資格確認も必要（注）となります。

世帯ごとに被保険者証が交付されている場合は、被保険者の生年月日が記

載されていますので、同証により資格確認を行うことが可能ですが、個人ごとに被保険者証が交付されている場合は、被保険者の生年月日は記載されていないため、当該被扶養者を通じて本人に直接確認する必要があります。

(注) 健康保険の被保険者が長寿医療制度に移行した場合、当該被保険者の被扶養者（75歳未満の者に限る。以下同じ。）は健康保険の資格を喪失し、基本的に居住地の国民健康保険の被保険者となるためです。

3 国民健康保険

国民健康保険の被保険者には、被用者保険と同様、原則として個人ごとに被保険者証が交付されますが、保険者によっては世帯ごとに一枚の被保険者証を交付している場合もあります。

国民健康保険の被保険者証には有効期限が記載してありますので、その有効期限により基本的に被保険者証のみで国民健康保険の資格確認を行うことが可能ですが、念のため、生年月日と有効期限の確認をお願いします。

被保険者証が個人ごとに交付されている場合は、その被保険者証に記載されている有効期限により75歳以上でないかどうかの確認を行うことが可能です。

一方、世帯ごとに交付されている場合、基本的に有効期限により確認を行うことは可能ですが、各世帯員ごとに個別に有効期限を備考欄等に記載している場合がありますのでご留意願います。例えば、国民健康保険の3人世帯で、世帯主が長寿医療制度に移行した場合でも、その世帯としての被保険者証の記号・番号は基本的に変わらないため、世帯主以外の被保険者の方は被保険者証をそのまま使用できる場合があります。

なお、障害認定を受けた方の取扱いについては、2（1）と同様、被保険者本人への直接確認が必要です。

第二 窓口で提示された被保険者証が、既に無効（被保険者又は被扶養者の資格がないもの）であった場合の国民健康保険等への加入手続の勧奨

例えば、被用者保険に加入している被保険者が長寿医療制度に移行した場合、当該被保険者の被扶養者は基本的に居住地の国民健康保険に加入することになります（上記の注参照。）が、当該被扶養者の方が国民健康保険等に加入する際には、新たに資格取得手続が必要となります。

医療機関等の窓口で提示された被保険者証が、既に無効（被保険者資格がないもの）であることが判明した場合、国民健康保険等の資格取得手続が必要ということを説明して下さい。なお、国民健康保険の資格取得手続の際には、原則として被用者保険の資格喪失証明書などの添付が必要ですが、今までの被用者保険の被保険者証の写しなどがあれば国民健康保険の資格取得手続は可能で、被保険者証が交付できますので、早急に市町村の窓口にご相談するよう、説明して下さい。

第三 現物給付の継続

長寿医療制度の被保険者証の交付が遅れている場合や、国民健康保険の資格取得手続はしているが被保険者証の交付が遅れている場合などには、新しい被保険者証が交付されるまでの間（被保険者証が交付されていない間）、患者がやむを得ず新しい被保険者証の提示ができない場合においても、第一の１～３の方法で、当該患者に係る平成20年４月１日以後の資格確認を行っていただくことにより、患者が引き続き現物給付で医療を受けられるよう、御配慮をお願いします。（療担規則第３条ただし書及び療担基準第３条第１項ただし書）